

令和 2 年度

第 1 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和2年4月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第4号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	10件
議案第5号	農用地利用配分計画(案)の意見について	2件
議案第6号	遊休農地に関する措置の実施計画について	

報告第1号	農地法第3条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	15件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	37件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	11件
報告第7号	耕作放棄地に係る現況確認書について	1件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	3件
報告第9号	令和元年度 農業委員会年次報告について	

<出席委員>（15名）

1 番 石 井 一 也
4 番 小 川 友 安
6 番 齊 藤 憲 次
8 番 長谷川 秀 明
10 番 竹 下 洋 一
12 番 中 村 浩 道
15 番 齊 藤 元 治
17 番 槁 本 泉

2 番 市 原 律 子
5 番 清 宮 惠理子
7 番 浅 川 政 明
9 番 高 橋 芳 和
11 番 秋 庭 重 樹
14 番 伊 原 茂 久（職務代理者）
16 番 長谷部 衡 平（ 会 長 ）

<欠席委員>（2名）

3 番 横 山 清 亮

13 番 西 郡 高 夫

<事務局説明員>

事 務 局 長 表 谷 拓 郎
次 長 補 佐 天 野 泰 男
農地保全班長 原 田 賢 一
農地指導班長 長谷川 隆 之

次 長 岡 本 茂 之
農地利用最適化推進班長 江 上 章 子
農地審査班長 小 堀 紀 明

開 会 （ 午前１０時００分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和２年度第１回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、１７人中１５人で総会は成立しております。

まず、齊藤 憲次委員、高橋 芳和委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。

それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。

齊藤委員、高橋委員、前へお進みください。

———委嘱状伝達———

議長
(長谷部会長)

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第１「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号１５番 齊藤 元治 委員

議席番号１７番 槇本 泉 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第２ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第１班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第１班
(伊原班長)

ご説明いたします。議案書の１ページをご覧ください。

本案件は、第２項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料１ページから６ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります神奈川県秦野市に在住の方が、義務者であります若葉区御殿町に在住の方外１名が所有する若葉区御殿町及び若葉区中田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、大学院を修了後、就職先にて、国内外の農業現場での計画・実践経験や生産者への指導経験・知識を積んでおり、現在はイチゴの観光農園で栽培技術研修を受けており

ます。

また、事業の運用資金は、青年等就農資金及び千葉市農業生産力強化支援事業補助金で賄う予定とのことですが、将来においては安定経営と規模拡大を視野に入れて取り組むとのこと。

申請地の取得後の作目は、イチゴ、イチゴの苗、サツマイモを予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

槁本委員

第1項及び第2項の農地の賃借に係る賃借料を教えてください。

また、権利者の年齢からすると農業次世代人材投資事業の交付対象になり得るかと思いますが、交付を受ける予定があるか教えてください。

事務局

第1項は坪30円、第2項は坪33円です。

農業次世代人材投資事業の活用について手続きを進めているという、お話は聞いておりません。

槁本委員

要望ですが、新規就農を促進する点からも、国の補助金制度の積極的な活用を促す取り組みは、農政センターとともに行っていただきたいです。

事務局

第1項及び第2項の権利者は、今後事業を進めるにあたり、法人設立を予定しています。その中で資金調達の方法を含め、ベストな方法を農政センターと相談しているところです。

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案第2号ですが、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料7ページから9ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除対策は、土堰堤を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料10ページから12ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に病院と学校があることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第3項です。

議案書の3ページをご覧ください。

お手元の資料13ページから15ページを併せてご覧ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから北東に、約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、緩衝地を設けて土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第4項です。

お手元の資料16ページから18ページを併せてご覧ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、JR土気駅から北西に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、緩衝地を設けて土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

次に、第5項です。

議案書の4ページをご覧ください。

お手元の資料19ページを併せてご覧ください。

本案件は、建売住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から南に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第6項です。

お手元の資料20ページを併せてご覧ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用が不可とされていますが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、集落に接続して設置される住宅であることから例外として認められるものです。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝に接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第7項です。

議案書の5ページをご覧ください。

お手元の資料21ページを併せてご覧ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR 菅田駅から東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝に接続します。
他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に、第8項です。
お手元の資料22ページから23ページを併せてご覧ください。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、JR 菅田駅から東に約1キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。
排水については、雨水は自然浸透で処理します。
他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定申請中です。

次に、第9項です。
議案書の6ページをご覧ください。
お手元の資料24ページを併せてご覧ください。
本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、モノレール千城台北駅から南西に約800メートルに位置する農地です。
農地区分は、申請地のうち、500メートル以内に保育所と小学校があり、水道管・下水道管が埋設された道路に接道する農地は第3種農地と判断し、その他の農地については、駅から1キロ以内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。
排水については、雨水は自然浸透で処理します。
事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
事務局より補足説明をお願いします。

事務局

第3項及び第4項につきまして、事前審査会で質疑のあった事項に関して、2点補足説明をいたします。
まず、1点目、第3項では権利者が法人名であることに對し、

第4項では権利者が個人名であることに関して説明いたします。

第4項において、再生可能エネルギー発電事業計画の認定が、法人設立前にすでに発電事業者として、個人名にて認定されたものであったため、個人名にて許可申請されたものとなります。

次に、2点目、第4項の申請地への通行について、接道が無いため、工事の施工及び施設の管理等で支障が生じることに関して説明いたします。

権利者へ聴取したところ、土地所有者から、当事業を実施する上での通行等の同意を得ているとのことでした。

また、現在の土地所有者から新たな土地所有者へ移転される場合は、本件に関して承継するような同意も併せていただいているとのことでした。

当委員会としましては、本件の同意内容が確認できる同意書を提出させたところでした。

事務局からの補足説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班班長及び事務局からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

梶本委員

第6項について、農地種別は第1種農地となっています。第1種農地は原則転用不可とされておりますが、本件が例外規定で許可された詳細を教えてください。

事務局

相当数の家屋が連たんする区域に接続する農地である場合、例外として認められるものです。

梶本委員

第8項について、資料の土地利用計画図を見ると、敷地の範囲めいっぱいパネルをひくような施工になっています。例えば建物であれば建築基準法で建物が建てられる面積が規定されていますが、太陽光発電事業所においてはそのような規定はないのでしょうか。雨水処理が問題なくされるか気になります。

事務局

敷地面積に対するパネルの設置面積の規定はないと聞いています。

清宮委員

第7項について権利者が本件転用申請を行うに当たって、農地を取得する経緯を教えてください。

事務局	本件は、親族間の土地の売買ではなく、不動産仲介業者が入った契約のようです。もともと土地所有者側に農地を手放したいという意向があったようです。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (伊原班長)	説明いたします。 議案書の7ページをご覧ください。 第1項です。 花見川区櫛橋町に在住の方、他計4名が相続した、同区さつきが丘1丁目の畑4筆、面積5,183平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、令和2年3月30日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。

次に、議案第4号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の8ページをご覧ください。

第1項は、若葉区野呂町在住の方が所有する、同町の畑2筆、合計面積2,184平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「落花生、ダイコン、ニンジン」です。

第2項は、若葉区下田町の農地所有適格法人が、緑区あすみが丘在住の方、2名が所有する若葉区下田町の畑1筆、面積958平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は1年、権利者の作付品目は「サトイモ、サツマイモ、落花生」です。

次に、9ページをご覧ください。

第3項から第4項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

花見川区長作町在住の農家の方が、緑区下大和田町在住の方、2名が所有する同町の畑2筆、合計面積8,392平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「ソバ、落花生」です。

次に、10ページをご覧ください。

第5項は、若葉区桜木在住の農家の方が、東京都江東区在住の方、他1名が所有する若葉区加曽利町の畑、4筆、合計面積3,562平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「イチゴ、トマト、オクラなど」です。

第6項は、若葉区大広町在住の農家の方が、同区川井町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積803平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ソバ、麦」です。

次に、11ページをご覧ください。

第7項から第8項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業のうち、一括方式による案件です。

富里市立沢の農地所有適格法人が、若葉区中田町在住の方、他1名が所有する同町の畑5筆、合計面積7,681平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は第7項が10年、第8項が5年、権利者の作付品目は「コマツナ」です。

次に、12ページをご覧ください。

第9項から第10項は、2段階方式の農地中間管理事業に係る案件のため、一括でご説明します。

花見川区武石町在住の方、他1名の所有する同町及び同区幕張町の畑3筆、合計面積4,772平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は、第9項が10年、第10項が5年です。

第9項及び第10項は、農地中間管理機構が作成する議案第5号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第10項の合計面積は、28,352平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長
(長谷部会長)

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、
挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、原案どおり決定と
いたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見について」を上
程いたします

事前審査第1班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班
(伊原班長)

議案書の14ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
の規定により、議案第4号第9項から第10項までご審議いただき
ました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県
園芸協会が、経営規模の維持を希望する担い手へ貸し付けるため、
市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、
意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と
借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導
入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分
けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り
手の貸借が成立します。

第1項は、花見川区武石町の畑1筆、面積538平方メートルを、
同町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・
公告の日から令和7年4月30日までの約5年間、権利者の作付品
目は「コマツナ」です。

第2項は、花見川区幕張町の畑2筆、合計面積4,234平方メ
ートルを、同区武石町の農地所有適格法人に賃借権を設定するもの
で、期間は、県の認可・公告の日から令和7年4月30日までの約
5年間及び、令和12年4月30日までの約10年間、権利者の作
付品目は「ブロッコリー、レタス、ネギ、キャベツ」で、150日
以上の農業従事者は1名ですが、繁忙期には臨時雇用により対応し

議長
(長谷部会長)

ているとのことです。

事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、「意見なし」と決定いたします。

次に、議案第6号「遊休農地に関する措置の実施計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

別冊の議案書1ページをお願いします。

議案第6号「遊休農地に関する措置の実施計画について」ですが、下段の「議案説明欄」に記載のとおり、農地法に基づく遊休農地に関する措置について、令和2年度の実施計画を定めようとするものです。

2ページをご覧ください。具体的な実施計画案です。

まず、1の「農地の利用状況調査」ですが、(1)農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施します。現地調査の結果、遊休農地と判定されたものに対し、事務局が写真撮影等の作業を行っていくという体制で実施いたします。

(2)納税猶予制度の適正な運用、農地が集団的に利用されている優良農地の遊休農地化防止及び遊休農地の有効利用を図るため、納税猶予適用農地並びに農振農用地を重点に全農地の調査を行います。

(3) その他、農業者からの遊休農地に係る相談等は、随時、地区担当の農地利用最適化推進委員会を中心として対応していただきます。

次に、2「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、(1) 利用状況調査により把握した新規発生遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を実施します。

(2) 農地中間管理機構への貸付希望者の情報を同機関へ通知します。

これは、所有者等から利用意向調査の回答を得て、耕作再開又は農地中間管理機構等への貸付けなど、今後の農地の利用意向について確認するものです。

また、利用意向調査により、農地中間管理機構への貸付を希望する旨の回答があった場合は、貸付け希望者の情報を機構へ通知します。

次に3「利用意向調査後の状況確認とその後の措置」ですが、(1) 所有者等の利用意向調査実施から6ヶ月を経過した後、意向表明の履行状況、及び意向表明のない方についての利用状況確認を実施します。

(2) 状況確認の結果、表明した内容が実施されていない、又は、該当農地の利用状況に改善が見られない場合は、農地法第35条第2項但し書き等の場合を除き、総会の議決を経て、農地法第36条に規定に基づき、所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を行うこととなります。

次に、4「非農地判定調査」ですが、(1) から(3) に該当する農地について、農業委員及び農地利用最適化推進委員会による現況確認を実施し、これに基づき、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断を行います。

続いて、5の「令和2年度 実施スケジュール」についてですが、別紙(案)のとおりと記載してあります。

これについては、4ページの「令和2年度 実施スケジュール(案)」をご覧ください。

「実施計画案」で説明した内容を、時系列でスケジュール表に記したものです。

実施順に○数字(①から⑨)で記載しています。

まず、一番上の段、1の「利用状況調査」ですが、①で、調査

用地図・航空写真・台帳整理を５月下旬までに行い、農地利用最適化推進委員に現地調査用の資料を配付します。

②で、農地利用最適化推進委員及び農業委員による現地調査を実施し、遊休農地等の把握を行います。

③で、現地調査で把握された遊休農地・荒廃農地について、事務局による現地確認、写真撮影を行い、概ね９月末までに調査を完了する予定です。

次に、２段目です。

２の「遊休農地所有者等への利用意向調査」ですが、

④遊休農地所有者等への利用意向調査を実施します。１１月末までに発送し、翌年、令和３年２月中旬までに取りまとめを行う予定です。

利用意向調査の結果、貸付希望がある遊休農地については、⑤で、令和３年２月に貸付け先の農地中間管理機構等に通知します。

次に３段目です

３の「利用意向状況確認後の状況確認とその後の措置」ですが、⑥利用意向調査後の状況調査を、翌年度の令和３年１０月末までに実施していきます。

⑦及び⑧に該当がある場合については、総会の審議を経て、農地中間管理機構との協議勧告及び非農地判定を行います。

次に、４段目、４「非農地判定調査」ですが、農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断を随時実施して参ります。

⑨の非農地判定に該当がある場合については、市課税担当課等へ通知します。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

槁本委員

農業委員会が農地利用の最適化に取り組み中で３本の柱があります。１点目は担い手への農地利用の集積・集約化、２点目は遊休農地の発生防止・解消、３本目は新規参入の促進、この２点目に位置付けられる遊休農地の発生防止・解消についての取り組みになりますが、２ページの３（１）利用意向調査後の状況確認とその後の措置について意見を申し上げます。利用意向調査において無回答の人に対しては、事務局だけでなく、農業委員・推進委

	員が更に深くかかわって現地の追跡調査をおこなうべきなのではないでしょうか。しっかり農地の保全管理を行っている人がいる一方で、何もしない人がいては、農地の山林原野化が進むばかりになってしまいます。
事務局	利用意向調査の無回答者については、3月に催促を求める文書を出しており、回答も集まってきています。それでも、対応が必要な場合には、法令に照らし必要な対応を個別に行ってまいります。
長谷川委員	利用意向調査についてですが、利用意向がない場合、農地中間管理機構に通知をすることになっています。しかし、この手順に従っても、借り手が見つかることはまれです。非農地化を進めた方がいいと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事務局の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第9号までを一括して上程いたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の16ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について」は、申請者及び申請内容が、本年1月15日開催の第10回総会において承認されました買受適格証明願いと同一であると認められたため、令和2年3月5日付けで、許可指令書を交付いたしました。 議案書の17ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもの

で、2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の18ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の19ページまでに15件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の20ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに37件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、6件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

続きまして、議案書の28ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、11件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第7号「耕作放棄地に係る現況確認書について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、1件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。

内容につきましては、3月の総会で審議されたもので、3月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告第9号令和元年度農業委員会年次報告について、です。

本件は令和元年度の農業委員会への申請状況や委員の活動状況をまとめてご報告するものです。

議案書別冊の5ページをお願いします。

はじめに1の「農地の権利移動（第3条）及び農地転用（第4条、第5条）等の状況」ですが、（1）「農地法第3条の状況」については、件数は、116件、面積は、61万631平方メートルです。前年度に比べ件数で16件減少し、面積は、16万8,055平方メートル増加しました。

次に（2）「農地法第4条の状況」については、件数は、144件、面積は、7万5,577平方メートルです。前年度に比べ件数で49件減少し、面積も、4万642平方メートル減少しました。

（3）「農地法第5条の状況」については、件数は、581件、面積は33万7,006平方メートルです。前年度に比べ件数は10件減少し、面積も2万9,464平方メートル減少しました。

次に（4）「現況確認書（非農地証明）の交付状況」については、交付件数は、3件、面積は、8,181平方メートルです。

次に（5）「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、2件、面積は、8,827平方メートルです。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に（6）「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。

照会件数は、162件、面積は、12万2,325平方メートル

ル、現地調査回数は、4回です。

ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条等の詳細については、次ページに記載していますので、後ほど、ご覧ください。

次に7ページをお願いします。

4「農地違反転用防止対策事業」ですが、(1)未然防止の啓発(2)違反転用の主な事例(3)指導体制の強化につきましては、記載のとおりです。

(4)事業実績ですが、違反転用件数が16件でそのうち15件が是正に至っており、1件が是正指導中です。違反転用の内訳、件数については、資材置場が4件と最も多くなっております。

次に8ページをご覧ください。

5「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行う事務ですが、令和元年度の相談件数は、0件でした。

6「農業委員会による和解の仲介」についても、令和元年度の申立ては、ありませんでした。

7「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。令和2年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、67筆、2万6,855平方メートルとなっています。

(2)開拓財産の処分は0件です。

また、(3)農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991平方メートルです。

次に9ページをご覧ください。

8「農地銀行」についてですが、始めに、(1)農地銀行活動として、昨年11月26日、青葉の森公園で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。農地流動化推進員への権利調整依頼を、176筆、185,331.41平方メートルの農地について行いました。利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手64戸、借り手29戸に行いました。

農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページへの通年掲載を行いました。

続きまして、(2)「農地銀行登録・権利設定状況」についてですが、令和元年度の登録状況は、287筆、30万7,567平方メートルです。累計として、現在、449筆、43万6,703平方メートル登録されています。

続きまして、「3年度別利用権設定状況」についてですが、令和元年度の利用権設定面積は、新規設定が17万9325平方メートルで、再設定が35万5291.29平方メートル、合計53万4,616.29平方メートルとなっています。

次に10ページをお願いします。

9「農業委員会だより」についてですが、令和元年度につきましても農業委員会だよりを、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、災害の補助金関係、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集、農業者年金などに関する情報提供を行いました。

次に11ページをお願いします。

10「会議開催状況」です。

表の部分になりますが、農業委員会総会を12回開催しました。農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を4回開催しました。

次に12ページをお願いします。農業委員、推進委員で構成する班の活動を合計18回開催いたしました。

報告第9号「令和元年度農業委員会年次報告」は以上になります。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

槇本委員

報告第1号の申請者が当該申請地で作る作目を教えてください。

事務局

手元に営農計画書がないので正確ではないかもしれませんが、多品目で作付けする計画であったように記憶しています。

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和２年度第１回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （ 午前１１時３０分 ）